

むらん 市政だより

昭和53年

6月15日

No. 438



6月11日 東地区サービスセンター

春の「町内会、自治会長と市長との懇談会」開く

この会議では、市内 176町会から79人が出席し、地域の切実な問題について熱っぽく懇談しました。

最も多かったのは、道路の整備、公園の整備、街路灯助成の引上げなどでした。寄せられた意見、要望は80町会から 212件で、これら貴重な声は、できるかぎり早急に実現するよう検討中です。今後とも町内会、自治会長さんの声が地域の声となり、市の方向となるよう積極的なご意見ご提案をお願いします。

主な内容

● 第2回市議会臨時会報告	2
● 余暇をスポーツで～学校開放～	2
● 国民健康保険だより	4
● 移動児童劇場	6
● 一般分譲住宅募集	6
● 精神薄弱者巡回相談、判定会	7

余暇をスポーツで 小学校6校の体育館を開放



恋小学校、東園小学校、
中島小学校、白鳥台小学

期間

各校とも十月三十一日ま

対象

一般市民（原則としてサ
ークルグループに開放）

利用できる種目

バレーボール（施設の関
係上女性だけ）、バスケ
ットボール、バドミント
ン、卓球、空手、剣道
▽施設に準備されている器
具

卓球台・ラケット、バド
ミントン・ラケット・ネ
ット・ボール、バスケットボ
ール、バレー・ボール

（申込要領）

・使用を希望するときは、申請書
を提出し許可を受けて下さい。

（申請書は、各校と体育館にあ
る）

第二回市議会臨時会

特別土地審議会条例を制定

第二回市議会臨時会が、さる
五月二十六日午後一時から開か
れました。

この議会では、「室蘭市特別土
地保有税審議会条例」の制定を
はじめ、昭和五十三年度港湾整
備特別会計の補正予算や、公共
事業の大型発注の第一陣として
朝陽、知利別小学校など五件の
議する「審議会」の設置が義務づ
けられました。

工事請負契約など七件が審議され
いました。いずれも原案どおり可決されました。

「室蘭市特別土地保有税審議会
条例」の制定は、さる四月一日か
ら施行されている地方税法の一部
改正により、特別土地保有税の納
税義務の免除認定などを調査、審
議する「審議会」の設置が義務づ
けられました。

・使用の承認を受けた人は、使用
希望日の七日前から一ヶ月先まで申込みで
きます。

・使用の承認を受けた人は、使用
希望日の七日前から一ヶ月先まで申込みで
きます。

・承認書を携帯し、管理員または
指導員に提示して下さい。

・武揚・東園・中島・白鳥台の申
込みは直接、当該校の開放時間
内に管理員または指導員に申込
み下さい。

・桜が丘・母恋小学校の申込みは
体育館へ申込み下さい。電話で
も結構ですが使用当日までに申
込み下さい。

・請書の手続きをして下さい。

・使用にあたっては、管理員、指
導員の指示に従って下さい。

・不明の点は、体育館（☎44752
一）へ。

・各校の日程は下表のとおりです
※印の使用については、体育館か
学校にご相談下さい。

曜日	時間	武揚	東園	中島	白鳥台	桜が丘	母恋
月	18時～20時	バスケットボール	バドミントン	バスケットボール	卓球		
火	“	空手	卓球	バレー・ボール	フリードミントン	バレー・ボール	バレー・ボール
水	“	剣道	バスケットボール	剣道	バレー・ボール	バレー・ボール	剣道
木	“	バレー・ボール	バレー・ボール	剣道	バスケットボール	空手	少林寺拳法
金	“	卓球、バドミントン フォークダンス	剣道	卓球、バドミントン	バドミントン	バレー・ボール	バレー・ボール
土	14時～15時 体力づくり（婦人）	※	14時～17時	14時～16時	14時～17時	14時～17時 バレー・ボール	18時～20時 空手
	18時～20時 バレー・ボール、空手 (隔週)						
日	9時～12時 剣道 (スポーツ少年団)	※	※	※	9時～16時	13時～17時 フリードミントン	13時～17時 フリードミントン
	12時～16時 フリードミントン						

国民年金

通算年金制度

年金には国民年金や厚生年金など八つの年金制度（公的年金制度といつてあります）があります。

一生のうちに、いろいろな事情で仕事を変えたり、退職などで必ずしも一つの年金制度にずっと加入し続けるというわけにはいかない人も多いわけです。

例えば、サラリーマンを辞め自営業になれば、年金制度は厚生年金から国民年金に移ることになりまし、公務員から民間会社のサラリーマンになれば、共済組合から厚生年金にかわるわけです。また、サラリーマンで五十五歳で定年退職された人でも、六十歳にな

るまでの五年間を、国民年金に加入している人がたくさんおります

このように年金制度を二つ以上渡り歩いた人に適用されるのが通算年金制度で、それぞれに加入した期間を通算（合計）した期間が年金を受ける条件を満たしていれば、それだけに加入した分だけ、それぞれの年金制度から別々に出る仕組みになっています。

この通算年金制度にも、いろいろな原則や特例がありますが、今回は、年をとった時にもらう通算老齢年金（共済は通算退職年金）について、受けられる主な条件を図解してみます。（表1参照）

例1
国民年金とその他の年金（厚生年金や共済組合など）を合計して二十五年以上

厚生年金も共済組合も、単独では二十年なければ年金の資格がないのが原則です。しかし、それぞれの年金加入期間が足りなくても国民年金を含めすべての加入期間が二十五年以上あれば、通算老齢年金をもらえることになります。

例2
厚生年金と共済組合を合計して二十年以上

共済組合は二十年加入すれば退職年金を受けられます。受給資格期間は厚生年金と同じですから、共済組合と厚生年金を合わせて二十年以上加入していれば、六十歳になると共済組合、厚生年金からそれぞれ通算年金が受けられるのが原則です。

表2 何年で年金がもらえるか

生年月日	国民年金（老齢）	通算老齢年金
明44年4月2日以前 ~45年4月1日以前	4年1カ月	(昭和36年4月1日以後の加入期間だけ)
大2年4月1日以前	5年1カ月	
3年4月1日	6年1カ月	
4年4月1日	10年	10年
5年4月1日	7年1カ月	
6年4月1日	11年	11年
7年4月1日	12年	12年
8年4月1日	13年	13年
9年4月1日	14年	14年
10年4月1日	15年	15年
11年4月1日	16年	16年
12年4月1日	17年	17年
13年4月1日	18年	18年
14年4月1日	19年	19年
15年4月1日	20年	20年
16年4月1日	21年	21年
17年4月1日	22年	22年
18年4月1日	23年	23年
19年4月1日	24年	24年
20年4月1日	25年	25年

例3
生年月日によって受給資格期間が短縮される

これまでにも「市政だより」で何回か説明ましたが、表2の生年月日の人は、それぞれ短縮された期間で、年金の受給資格がつきます。通算年金でも同じことが言えます。（①図では、大正六年八月生まれですが十二年あれば通算年金の資格があります。

明治四十四年四月一日までに生まれた人（②図）は、昭和三十六年四月一日以後も、どれかの年金に加入していれば、すべての年金期間を合わせて十年以上あれば、通算年金がもらえます。

例4
サラリーマンの妻で、どの年金にも加入していない期間（カラ期間）と年金に加入した期間と合わせ二十五年以上

※ 今月は、年金保険料第一期分（四月～六月）の納期です!!



加入の手続き、相談は



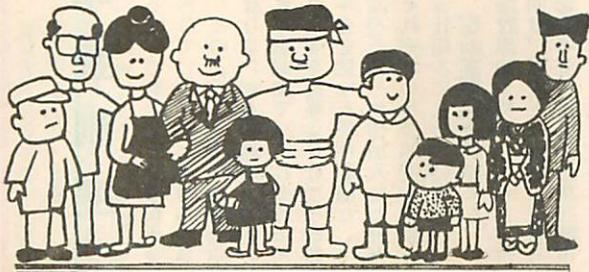
（例3） 生年月日によって受給資格期間が短縮される

妻は、国民年金に加入を希望すればいつでも入れる希望加入者（任意加入）です。昭和三十六年四月一日以降の期間で、どの年金にも加入していないサラリーマンの妻は、国民年金に加入されることになります。でも、前に加入期間のある人は、掛けた年金保険料を無駄にしないためにも、必ず市国民年金係（☎ 22-111-内線四五七）に相談の上、なんとか年金権を獲得しましょ。

今までに述べた例に該当しない人でも、前に入加入期間のある人は、掛けた年金保険料を無駄にしないためにも、必ず市国民年金係（☎ 22-111-内線四五七）に相談の上、なんとか年金権を獲得しましょ。

— 3 —

みんなの理解と協力で 国保を守ろう



相互扶助の精神のもとに……

あなたは、現在、何にかの健康保険に加入しておりますでしょうか？
保険のない方は、今日にでも市役所か、もよりの地区のサービスセンターで手続きをしてください。



国民健康保険に

ついての問合せ

代表 ② 1111



国民健康保険とは

私達は、だれでも住みよい社会明るい幸福な家庭生活を築きたいと願っております。家族のだれかが病気で入院したり思わぬ事故でケガをしたとき、多額の医療費の負担に家族のみなさんが苦しみ、生活のリズムがすっかり狂ってしまうかもしれません。

国民健康保険の制度は、このようないとき、みんなでお金（保険料）を出し合い、医療費の支払いについておたがいに助けあっています。

他の医療保険（職場の健康保険共済組合、船員保険、日雇健康保険など）に加入している人、および生活保護をうけている人以外はみんな国民健康保険に加入しなければなりません。

病気にかかりないとか、お金を出すのがいやだとかという理由で保険に加入しない人は、万一本気などをした場合、多額の医療費がかかります。万一本気で加入する必要があります。

あなたは、現在、何にかの健康保険に加入しておりますでしょうか？
保険のない方は、今日にでも市役所か、もよりの地区のサービスセンターや手続きをしてください。

国民健康保険に

加入する人



国民健康保険の

医療費は誰が負担

することになるのか

国保で病院などで診療をうけた場合、本人は三十%を支払います。が、残りの七十%はいつたい誰が負担するとお考えでしょうか。多分、国か市が負担するのだろうと考えていたらそれは間違いです。七十%のうち、ほぼ四十五%は国が負担します。

しかし、あと二十五%は被保険者（加入者）の方々が納めた保険料で負担することになっております。医療費は毎年とどまることをしらず増えつけております。又今年一月には平均九・六%の医療費の値上げがありました。このように医療費が増えてきましたところに対処するためにはどうしても保険料を引き上げなければならぬことになり、市としても財源確保には、いろいろ手をつくしながらやりくりをしておられます。年々厳しい現状におかれています。

- 加入したり、やめたりすることについて (内線454)
- 医療費の関係について (内線453)
- 保険料のことについて (内線452)
- 保険料の納入について (内線455)
- 保険料の口座振込について (内線456)

なぜ医療費は

ふえつづけるか

医療費を節約することは

国民健康保険財政は

さえるためには、入者の方々が常日頃から医療費に対しまして深い関心を持つように心がけるようになります。

できないか

なぜ苦しいか

その主な原因として

① 国保に加入している中で、おとしよりの占める割合が年々増えていること。

おとしよりは、いろいろむずかしい病気を抱えており、いったん病気になると非常に多い医療費がかかる。

② 新しい技術や薬が出てきて高度の検査や治療の方法が開発されたこと。

③ 生活の水準が向上したために病院などにかかる人がふえたこと。

などの原因により医療費がふえてきたものと考えております。

④ 病院などを二倍、三倍とふえることになるからです。

一度病院をきめたら、その病院にお医者さんを信用しましょう。

⑤ 家の近くに家族の健康新たに相談できるお医者さんを持ちましょう。

⑥ 休日受診や、深夜、時間外受診は平常より高い医療費になるためこういう受診はなるべくさけようになります。

⑦ 病気を治すそのものは体力ですかので、日常から体力づくりに心がけましょう。

⑧ 病気は早いうちに発見し、早く治療することが、一番理想的です。国保では、年一回胃腸病検診を無料で実施しておりますので検診をうけるようにしましょう。

このことにより、加入者の一人一人が心がけることにより、相当数の医療費が節約されるこ

① 病気の回復がおもわしくないとの理由で、すぐ他の病院などに移る人がいます。このことは医療費のまったく無駄づかいです。それは病院をかえることに同じような診療、検査、処置、投薬をうけるわけで、そのたびに医療費は二倍、三倍とふえることになります。

② 同じように昭和四十年度一億一、三八〇万円、昭和五十年度十億二〇〇万円、昭和五十二年度では十六億五四〇万円と昭和四十年度に比べて十四倍にも達しております。

又、今年二月には平均九・六%の医療費の改正がありましたので今年度（昭和五十三年度）は一八億七・八九〇万円の医療費が必要として予算を作成いたしております。

医療費の支払いがどんどんふえていくと国保財政は益々きびしい状態となります。が、国保事業は永久に存続しなければならないため収支のバランスをとりながら健全な運営を行っていかなければなりません。

保険料は、被保険者となつたそ

の月から納めなければなりません。被保険者になつたその月とは、職場の健康保険をやめたとき、あるいは、他の市町村から転入したときをいいます。

届け出は十四日以内となつてお

りますので届け出が遅れますと被保険者としての資格がある時まで

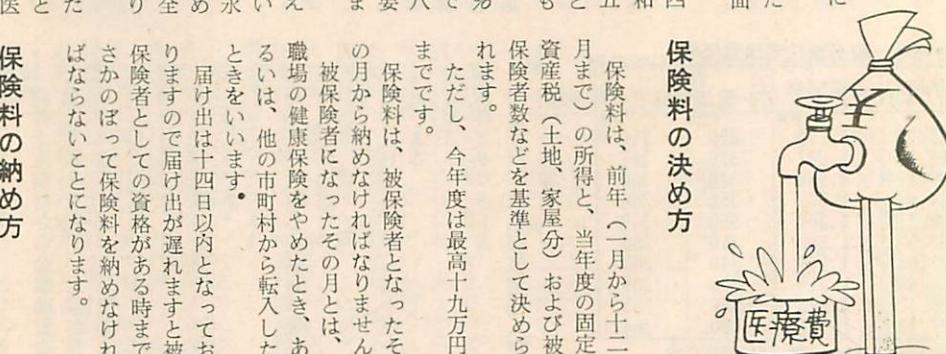
さかのばって保険料を納めなければならぬことになります。

保険料の納入は口座振替

保険料を、あなたの取引き銀行をご利用ください

保険料を支払うためにはやむをえず財源確保に努めておりますが、医療費を支払うためにはやむをえず

ことになります。



保険料の決め方

ときは、その世帯主の届け出によつて保険料を計算し直し、別の納入通知書を発行いたします。

保険料を納める期間は、次のとおりです。

第一期 七月十六日から七月三十日まで

第二期 八月十六日から八月三十日まで

第三期 九月十六日から九月三十日まで

第四期 十月十六日から十月三十日まで

第五期 十一月十六日から十一月三十日まで

第六期 十二月十六日から十二月三十日まで

第七期 二十八日まで

第八期 二十九日まで

第九期 三十日まで

第十期 一月一日まで

第十一期 一月二日まで

第十二期 一月三日まで

第十三期 一月四日まで

第十四期 一月五日まで

第十五期 一月六日まで

第十六期 一月七日まで

第十七期 一月八日まで

保険料の納め方

保険料を、あなたの取引き銀行

の窓口か、電話でご連絡ください

申込みは、市役所国民健康保険

毎年七月十五日に保険料の納入通知書を各家庭に郵送しております。

ですが、年度の途中で職場の健康保

今月は道市民税第一期の納期です。

納税には便利な口座振替をご利用下さい。

〈乳幼児相談〉 無料	
7月4日	衛生課本輪西分室
5日	市役所保健室
6日	輪西市民会館
17日	中島地区
以上時間	10:00～11:00 13:00～15:00
7月7日	白鳥台地区
以上時間	13:00～14:00
〈6カ月児検診〉 無料	
7月18日	中島地区
19日	本輪西地区
20日	輪西市民会館
21日	労働会館
以上時間	12:30～13:30
対象	昭和52年12月生まれの赤ちゃん。
※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。	
〈離乳食講習会〉 無料	
8月7日	衛生課輪西分室
時間	13:00～15:00
定員	30人
対象	昭和53年4・5月生まれの赤ちゃんをおもいのお母さん。
※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。	
〈一般健康相談〉 無料	
7月10日	衛生課輪西分室
以上時間	10:30～11:30 13:00～15:00
※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。	
〈定期予防接種〉	
7月実施分	
4、11、18、25日	市役所保健室
5、12、19、26日	中島地区
6、13、27日	衛生課本輪西分室
20日	白鳥台地区
7、14、21、28日	衛生課輪西分室
受付時間	13:00～13:45
◎種目	○3種混合 無料 1期、2期 24ヶ月～48ヶ月に至る期間に接種。
○破傷風 有料 1回 140円 1ヵ月間隔で2回接種 翌年追加接種	○日本脳炎 有料 1回 50円 接種時期は5～7月の間に1～2週間間隔で2回、満3歳以上の道外旅行者におすすめします。
☆予防接種についての禁忌事項（下記に該当する方は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。）	
1.発熱している人又は著しい栄養障害者。 2.心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。 3.接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。 4.接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。 5.接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。 6.妊娠 7.急性灰白髄炎（ポリオワク）、麻痺、風疹若しくはBCGの予防接種を受けた後1ヵ月を経過していない人。 8.前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。	
〈成人病検診〉 無料	
対象	市内に居住する30歳から64歳までの方
検診内容	(1)身長・体重測定 (2)血圧測定・検尿 (3)保健指導
実施日時及び場所（7月分）	10日 市役所保健室 11日 中島地区 12日 高砂地区 13日 衛生課輪西分室 14日 白鳥台地区 24日 中島地区 25日 港北町会館 26日 高砂地区 27日 祝津地区 28日 医師会館 29日 医師会館 31日 医師会館
受付時間	10:00～11:30 13:00～15:30
◎種目	
○3種混合 無料 1期、2期 24ヶ月～48ヶ月に至る期間に接種。	

〈結核検診〉 無料

○レントゲン撮影（7月分）

4日 卫生課本輪西分室

5日 市役所保健室

6日 衛生課輪西分室

7日 白鳥台地区

10日 市役所保健室

11日 中島地区

12日 高砂地区

13日 衛生課輪西分室

14日 白鳥台地区

17日 中島地区

18日 中島地区

19日 衛生課本輪西分室

20日 衛生課輪西分室

24日 中島地区

25日 港北町会館

26日 高砂地区

27日 祝津地区

28日 医師会館

29日 医師会館

31日 医師会館

時間 10:00～11:30
13:00～15:30

〈赤ちゃんと妊産婦に牛乳または粉乳を無料支給〉

市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の乳児と妊産婦に牛乳または粉乳を無料で支給しています。

ただし、乳児については体重制限があります。該当者は、印かんと母子手帳を持参の上、衛生課保健係までおいで下さい。

〈3歳児健診〉 保健所主催

7月12日 輪西市民会館
対象 昭和50年4、5月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児。

7月13日 労働会館

対象 昭和50年4～6月生まれで絵鞆町から御崎町に居住する幼児。

〈先天性股関節脱臼検診〉

保健所主催

7月28日 室蘭保健所
時間 10:00～11:30
13:00～15:00

対象 生後3ヵ月から6ヵ月の乳児。



定員 50名

料金 670円

申込方法

室蘭保健所普及課（幸町9-11丘22-9 131）へ申込み下さい。

休日夜間の医療機関利用について

皆さんや、家族の中には休日とか夜間に急に発病して医療機関にからなければならないことがあると思いますが、このような急病患者のために室蘭市医師会では急患診察医制度を設けさらには、室蘭、登別急病センターを設置運営しております。

日中から身体の具合が悪いのに我慢をして昼間ですむ方々まで、この急患診察医や、急病センターに夜、押しかけられますと、本当に急を要する患者さんに手が廻りかねることがおきます。急患診察医制度と急病センターは、一般的の医療機関が診療を終った後で、急に発病した患者さんを診るために施設ですので、この点お間違いのないようご利用下さい。又各地区の急患診察医については、毎日報道機関を通じてお知らせしておりますが、都合により急に変更となる場合もありますので、医師会テレホンサービス454329で確認の上ご利用下さい。

なお急病、救急の患者搬送には消防の救急車が利用されますが、年々救急車の出動件数は増加の傾向にあります。救急車利用患者の中には、かなりの数の軽症患者が含まれておりますが救急活動本来業務の重症患者発生の際に支障をきたことがありますので、この点ご留意の上ご利用願います。